

居留ビザ 中華民國籍の配偶者ビザ申請

1、対象者

我が国に戸籍を置いている中華民國籍の外国籍配偶者

2、必要書類

- (1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）
 - (2) ビザ申請書：1通
(オンライン登録したもので、本人の署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。)
 - (3) カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
 - (4) 結婚登記済みの中華民國の戸籍謄本（発行から3ヶ月以内のもの）：原本1通。
戸籍謄本の「記事」欄に結婚登記済みの事実が記載されているもの。
 - (5) 【認証必要】結婚登記済みの日本の戸籍謄本（発行から3ヶ月以内のもの）：
原本1通とコピー2通
 - (6) 中華民国籍配偶者のパスポートコピー1通
(写真のページのみ。パスポートに署名があることを確認してください。)
 - (7) 申請者が属する都道府県の警察本部発行の無犯罪経歴証明書
- ※開封厳禁
- (8) 健康診断書
※所定の用紙有り。国、公、私立病院の担当医師の署名及び病院フルネーム印が必要。
 - (9) 航空券予約確認書
 - (10) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. ビザが発行されてから、3ヶ月以内に台湾に入国して下さい。
2. 台湾に入国後、15日以内に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で外僑居留證を取得して下さい。尚、移民署での必要書類は、各自で確認して下さい。
3. 日本で発行された戸籍謄本・無犯罪経歴などの証明書類は必ず書類発行元の管轄の代表処で認証手続を受けてからお持ち下さい。神奈川県または静岡県発行の戸籍謄本であれば、ビザと一緒に認証申請していただけます。